

* 本資料の全部または一部の複製・配布等は自由に行なって頂いて結構です。

知的財産戦略本部
知財人財育成検討プランワーキンググループ資料

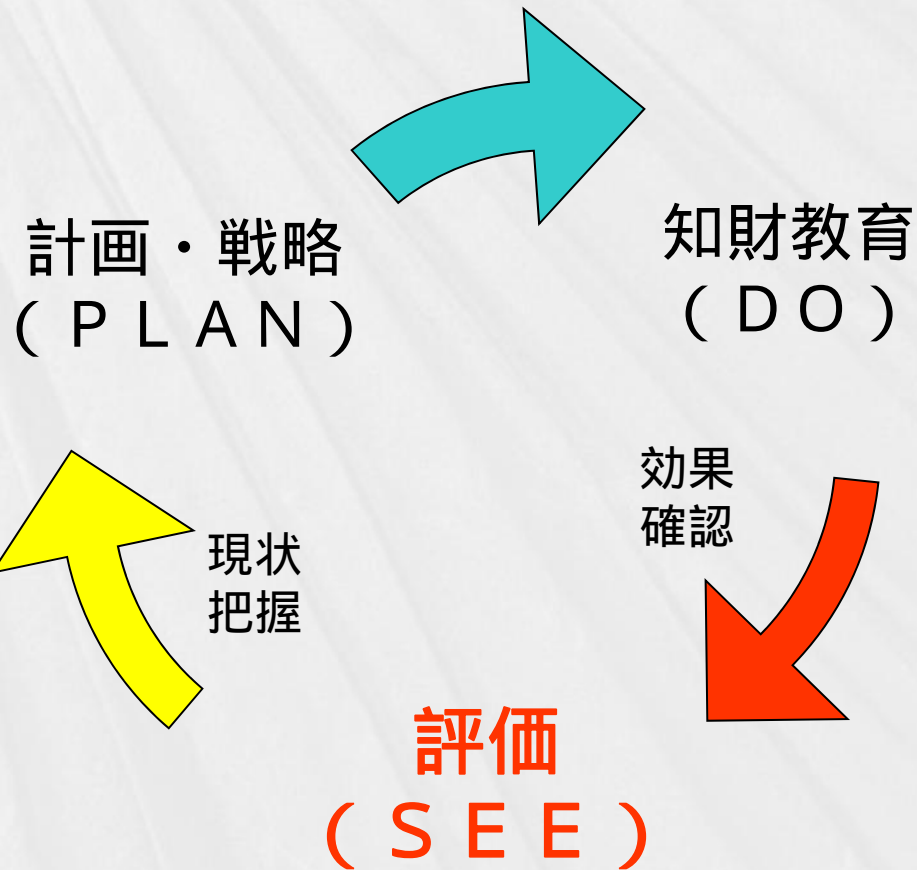
「知的財産管理技能検定」

平成23年10月24日

知的財産教育協会

杉光 一成

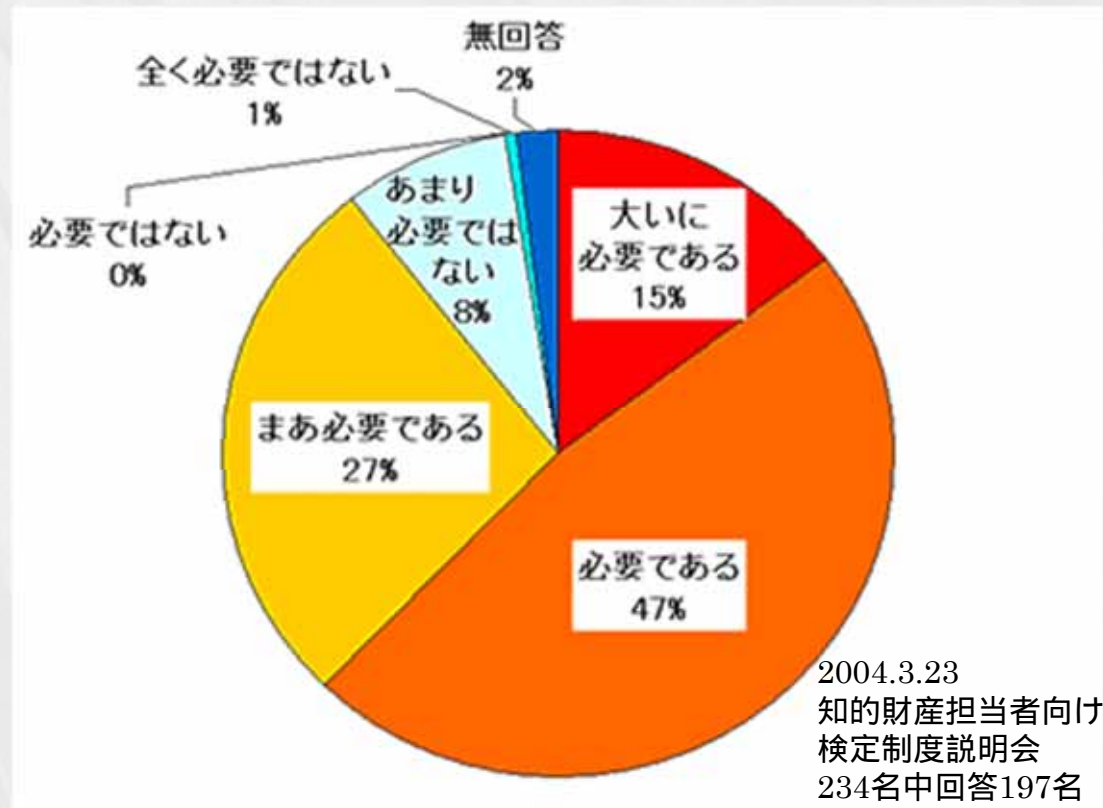
知財人財育成マネジメントサイクル



知財人財育成も
マネジメント事
項であり、PDS
サイクルに基づ
いて実践すべき

企業の知財人財のための検定制度の必要性に関するアンケート(検定創設当時)


89%が「必要」と回答



民間試験の創設。そして国家試験へ

民間試験

国家試験

旧・知的財産検定  「知的財産管理技能検定」

2004年スタート

2008年7月スタート

知的財産管理技能検定に関する法律

職業能力開発促進法(厚生労働省所管)

第1条 この法律は、雇用対策法(昭和41年法律第132号)と相まつて、職業訓練及び職業能力検定の内容の充実強化及びその実施の円滑化のための施策並びに労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための施策等を総合的かつ計画的に講ずることにより、**職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もつて、職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与**することを目的とする。

第44条 技能検定は、厚生労働大臣が、政令で定める職種(以下この条において「検定職種」という。)ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して行う。ただし、検定職種のうち、等級に区分することが適当でない職種として厚生労働省令で定めるものについては、等級に区分しないで行うことができる。

- 2 前項の**技能検定**(以下この章において「技能検定」という。)の**合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度は、検定職種ごとに、厚生労働省令で定める。**
- 3 技能検定は、**実技試験及び学科試験によつて行う。**

「技能検定」とは

技能検定は、「働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する国家検定制度」です。技能検定は、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。

技能検定は昭和34年に実施されて以来、年々内容の充実を図り、現在136職種(H23年4月1日現在)について実施されています。技能検定の合格者は平成22年度までに459万人を超え、確かな技能の証として各職場において高く評価されています。

国と指定試験機関の役割分担

国の役割（主なもの）

- ・試験科目及びその範囲の設定
- ・受検資格の特例の承認
- ・試験の免除の特例の承認
- ・試験実施要領の認定
- ・事業計画及び収支予算の承認
- ・技能検定実施計画の策定・告示
- ・技能検定の合否決定
- ・合格証書の作成（1級）
- ・立入検査、監督指導

指定試験機関の役割（主なもの）

- ・試験問題の作成（ただし、試験委員会の権限）
- ・試験の実施
- ・結果の報告
- ・合格通知
- ・合格証書の作成（2級、3級）

試験運営「事務」



「知的財産管理」という職種

「知的財産管理」職種とは、企業・団体等における発明、実用新案、意匠、商標、営業秘密、著作物等の知的財産の創造、保護又は活用を目的として業務を行う職種であり、具体的には、創造分野における価値評価、パテントマップの作成等、また保護分野における出願戦略の立案、権利処理等、また活用分野におけるライセンス戦略の立案、契約、営業秘密管理等の知的財産の管理を行う職種である。

受検資格

- 1級 知的財産に関する業務について4年以上の
実務経験を有する者等
- 2級 知的財産に関する業務について2年以上の
実務経験を有する者等
- 3級 知的財産に関する業務に従事している者ま
たは従事しようとしている者



「学科試験」と「実技試験」 の双方に合格する必要

学科試験 = 単に学問的な知識を試験するものではなく、業務者が現場において実際に業務を行った経験から得られる知識及びその業務を行うにあたって当然知っておかなければならない関係法規その他の知識について行う試験

実技試験 = 実際に業務等を行わせその技能を檢定するために行う試験



1級, 2級, 3級それぞれの 到達イメージ(= 技能士像)

1級 = 業務上の課題の発見と解決を主導するレベル, 下位の者に対して 指導ができるレベル。人物イメージは, 「係長, (主任)」

(「知財人材スキル標準」知財スキル評価指標「実行(2)」レベル4に相当)

2級 = 業務上の課題を発見し, 上司の指導の下でその課題を解決でき, 一部は自律的に解決できるレベル。人物イメージは, 「担当」

(「知財人材スキル標準」知財スキル評価指標「実行(2)」レベル2に相当)

3級 = 業務上の課題を発見し, 上司の指導の下でその課題を解決できるレベル。人物イメージは, 「担当(新人)」

(「知財人材スキル標準」知財スキル評価指標「実行(2)」レベル1に相当)

試験時間

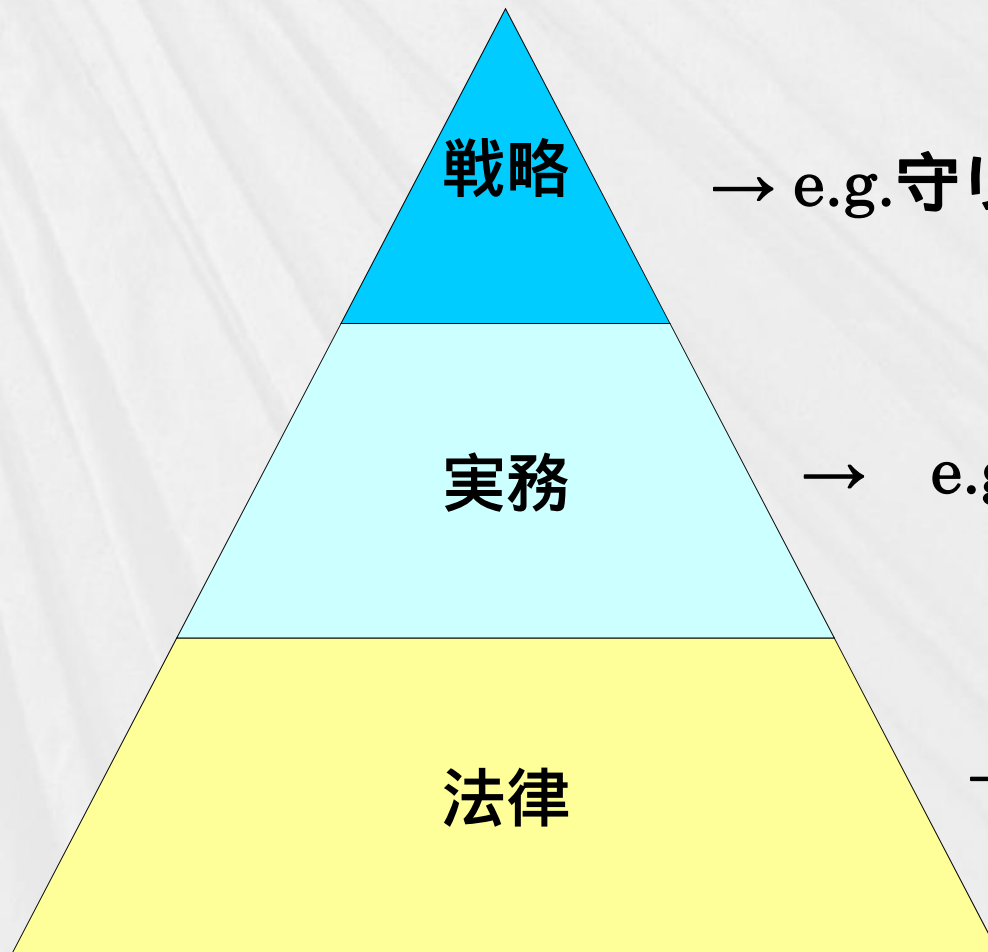
1級 学科(45問) 100分 実技(5問) 30分

2級 学科(40問) 60分 実技(40問) 60分

3級 学科(30問) 45分 実技(30問) 45分



知的財産マネジメント三階層論



→ e.g. 守りか攻めか



→ e.g. シュート、フェイント

→ ルール (e.g. 反則)

経済産業省 知財人材スキル標準

全体マップ

機能		サイクル	創造	保護	活用
		戦略(1)	企画・プロデュース(1.1.1)		
実行(2)	管理(2.1)	情報(2.1.1)			
		人材(2.1.2)			
		法務(2.1.3)			
		リスクマネジメント(2.1.4)			
		予算(2.1.5)			
		アウトソーシング(2.1.6)			
	実務(2.2)	調査(2.2.1)			
		知的創造(2.2.2)	ブランド保護(2.2.5)	契約(2.2.9)	
		創造支援(2.2.3)	技術保護(2.2.6)	エンフォースメント(2.2.10)	
		委託・共同研究(2.2.4)	コンテンツ保護(2.2.7)	価値評価(2.2.11)	
		デザイン保護(2.2.8)			

試験の範囲

2級

学科試験

- 1.戦略
- 2.法務
- 3.リスクマネジメント
- 4.調査
- 5.ブランド保護
- 6.技術保護
- 7.コンテンツ保護
- 8.デザイン保護
- 9.契約
- 10.エンフォースメント
- 11.関連法規

実技試験

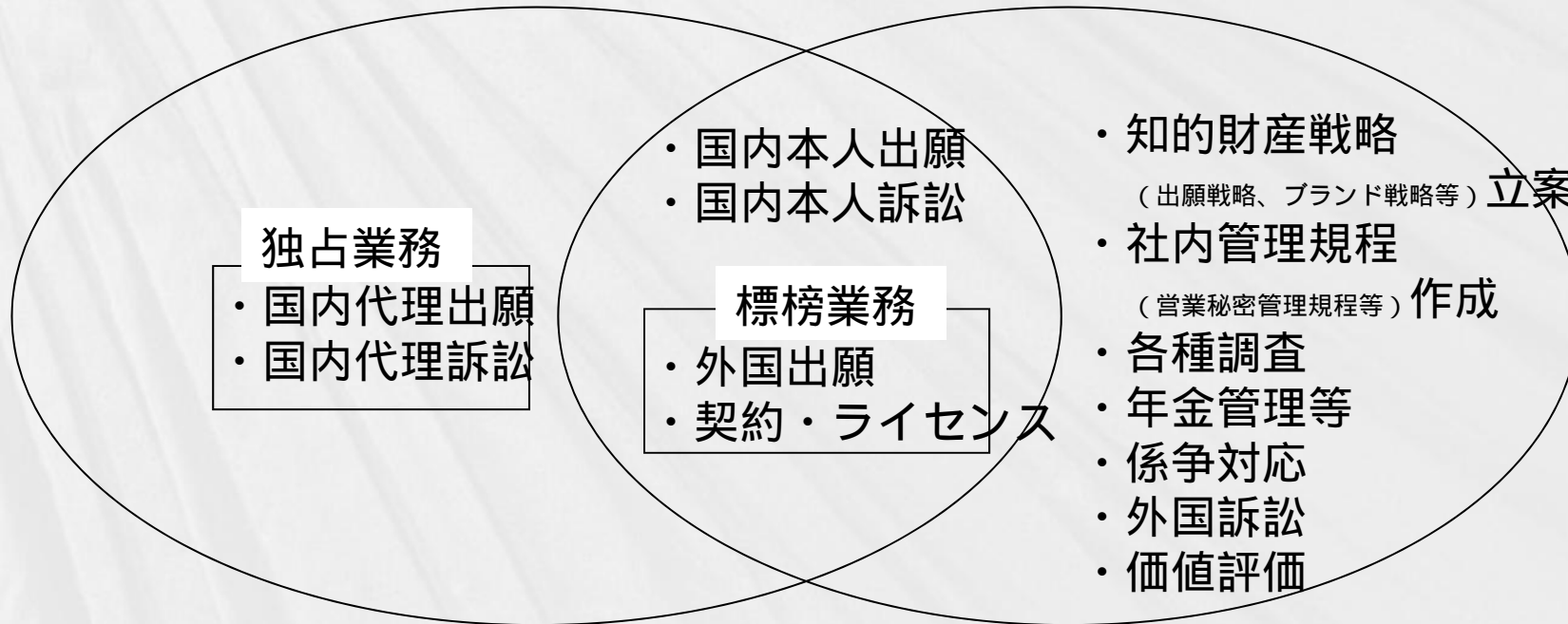
- 1.戦略
- 2.法務
- 3.リスクマネジメント
- 4.調査
- 5.ブランド保護
- 6.技術保護
- 7.コンテンツ保護
- 8.デザイン保護
- 9.契約
- 10.エンフォースメント



企業等における知的財産業務の分類

弁理士業務

企業等における知的財産業務



(参考)

・産業財産権法

弁理士試験範囲

- ・著作権法(択一)
- ・不正競争防止法(択一)
- ・パリ条約・特許協力条約

- ・欧州特許条約
- ・米国、中国等諸外国の知財制度
- ・民法・民事訴訟法
- ・関税法・独占禁止法等

* 「企業等における知的財産業務」の中には弁理士が企業からのアウトソーシングを受けて実施している場合もあるものも含まれている。

知的財産管理技能検定 問題例

2 級

問20

日本の電機メーカーX社は、自社製品の模倣品が中国で出回るのを排除するために、その方策を社内で検討している。X社の行為又は考えとして、次の1～4のうち、適切と考えられるものはいくつあるか。

選択肢ア～エの中から選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- 1 自社製品の模倣品を見極めるツールを現地当局に備え、真偽の判定に役立てる。
- 2 模倣品に対する品質保証サービスを断る。
- 3 模倣品の取締の現場の新聞報道やテレビ報道を通して模倣品排除の宣伝効果を上げる。
- 4 模倣品の取締を現地当局に依頼するため、現地の調査会社にその証拠を収集させる。

ア 1つ イ 2つ ウ 3つ エ 4つ

1 級

問22

X社は、日本国にした特許出願に基づき優先権を主張した米国特許出願をすることを検討している。X社の知的財産部では、日本国にした特許出願に基づき米国特許出願を行う場合、米国特許法第112条第6項が適用されないよう、クレームを作成するというルールがあった。次の1～4の中から、米国特許法第112条第6項が適用され、ミーンズプラスファンクションクレーム又はステッププラスファンクションクレームを含むクレームであると推定されるものに該当すると考えられるものをすべて組み合わせたものはどれか。

- 1 A machine comprising:
first and second portions; and
means for fixing the first and second portions to each other.
- 2 A machine comprising:
first and second portions; and
first means for fixing the first and second portions to each other.
- 3 A machine comprising:
first and second portions; and
a screw for fixing the first and second portions to each other.
- 4 A method comprising:
a step of preparing first and second portions; and
a step of fixing the first and second portions.

ア 1

イ 1と2

ウ 1と2と3

エ 1と2と3と4

- 14 X株式会社が自己の保有する特許の実施許諾に関して次の特許実施許諾契約書案をY株式会社に提示した。問35～問37に答えなさい。

(X株式会社からY株式会社へのコメント)

第3条については、提案A、提案Bの2種類の提案があります。
第8条については、弊社内で検討中のため、追って提示します。

特許実施許諾契約書 (案)

X株式会社（以下甲という）とY株式会社（以下乙という）とは、甲の保有する特許の乙への実施許諾に関し、以下の通り契約を締結する。

第1条 (定義)

本契約において使用する用語の意味は、以下の通りとする。

- (1) 「許諾特許」とは、甲が保有している別紙aに記載の特許をいう。
- (2) 「許諾製品」とは、本契約に基づいて乙が製造又は製造委託する製品をいう。
- (3) 「実施」とは、許諾がなかったら、許諾特許を侵害することになる行為をいう。
- (4) 「子会社」とは、甲又は乙が直接的又は間接的に総議決権の過半数を保有する会社をいう。
- (5) 「本件商標」とは、甲が指定した別紙bに記載の商標をいう。

第2条 (実施許諾)

1. 甲は、乙に対し、許諾特許を許諾製品の製造販売に実施することができる非独占的な通常実施権を全世界にわたって許諾する。
2. 乙は、甲から書面による事前の承諾を得た場合を除き、乙の子会社に限って、許諾製品の製造を委託することができる。
3. 乙は、許諾特許について第三者に再実施許諾をしてはならない。

第3条 (対価)

提案A：前条の実施許諾の対価として、甲及び乙が、許諾特許の特徴として、書面にて取り決めた機能を有する許諾製品について、1台あたり●●円を甲に支払うものとする。

提案B：前条の実施許諾の対価として、乙は、許諾特許を1件以上実施した許諾製品について、1台あたり△△円を甲に支払うものとする。

第4条 (報告及び支払)

1. 乙は、本契約の有効期間中、3月、6月、9月、12月の末日を締切日として、締切日前の3か月間に販売した許諾製品につき、型番、販売数量及び前条に基づく対価の額を示した報告書を締

(次のページに続く)

(以下、問題文 略)



問35

契約書案第8条の規定として甲から提案を受けた場合に備えて、乙の社内では、どういう条件であれば受け入れてよいかをあらかじめ検討しておくことにした。乙が提案を受け入れる場合に、不利益が少ない条件として、ア～エの記述を比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

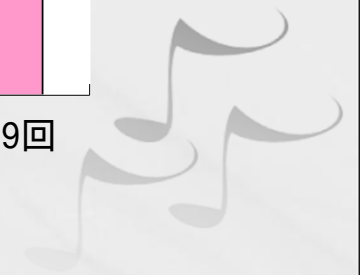
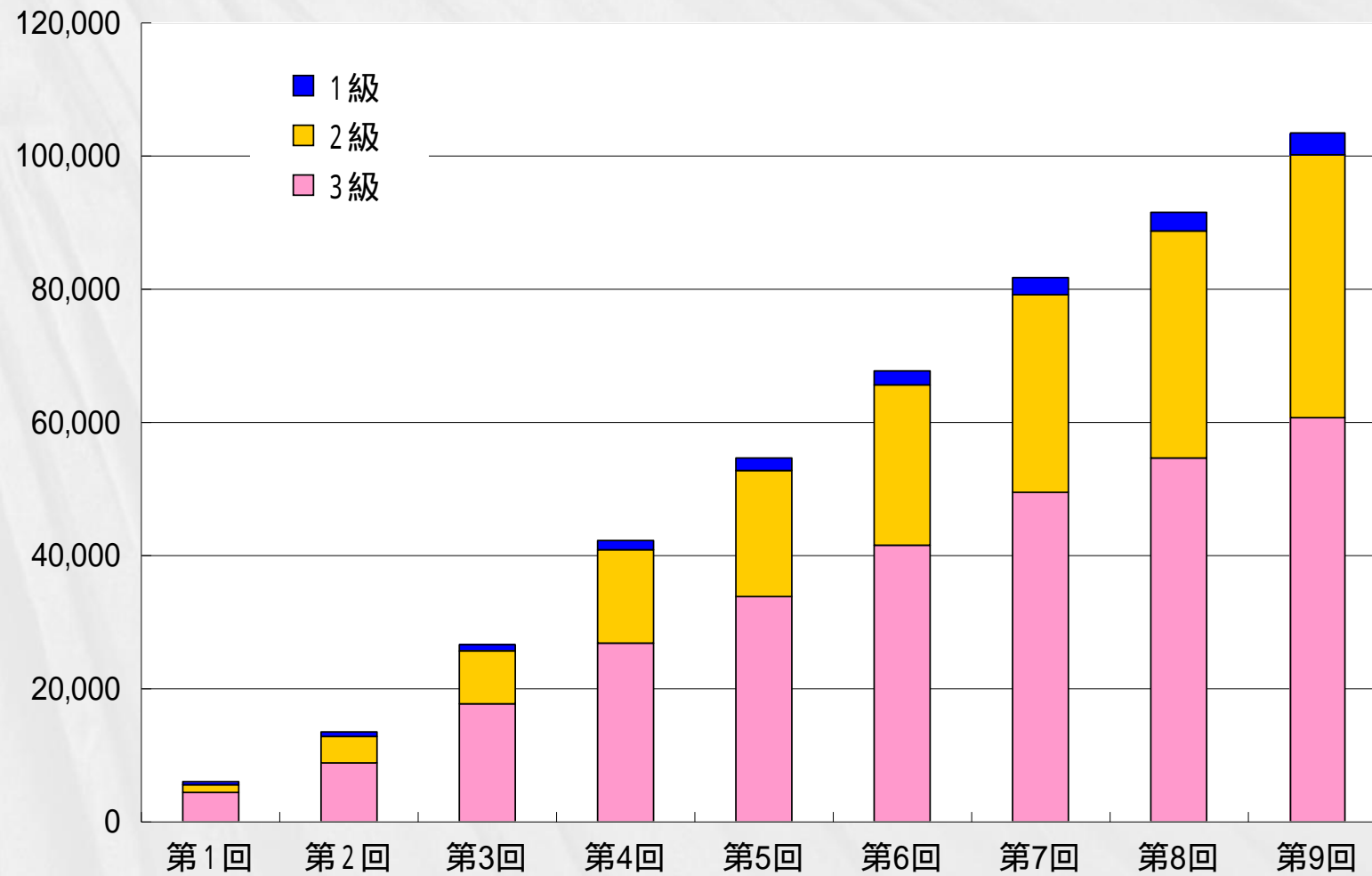
- ア 乙は、許諾特許に対する乙の改良発明を速やかに甲に開示するものとする。
- イ 許諾特許に対する乙の改良発明は、甲乙共有として共同で特許出願するものとする。
- ウ 乙は、許諾特許に対する乙の改良発明を合理的で非差別的な条件で甲及び甲から本契約と同様の条件で許諾特許の実施許諾を受けている第三者に実施許諾することに同意する。
- エ 乙は、許諾特許に対する乙の改良発明を甲に無償で実施許諾することに同意する。甲は許諾特許の実施許諾をしている第三者にもそれを再実施許諾することができるものとするが、その場合の対価については甲乙協議して定めるものとする。

合格率(平均)

	第1回検定～第9回検定の平均合格率		
	1級	2級	3級
合格率	約7%	約27%	約72%

* 学科と実技は別々の回で受検可能なため、合格率はあくまで目安となります。

累積受検者数（2008年7月～2011年7月まで）



知的財産管理技能士の活躍の場

大企業（知財部、研究開発本部、事業部等）

中小企業

特許事務所

その他

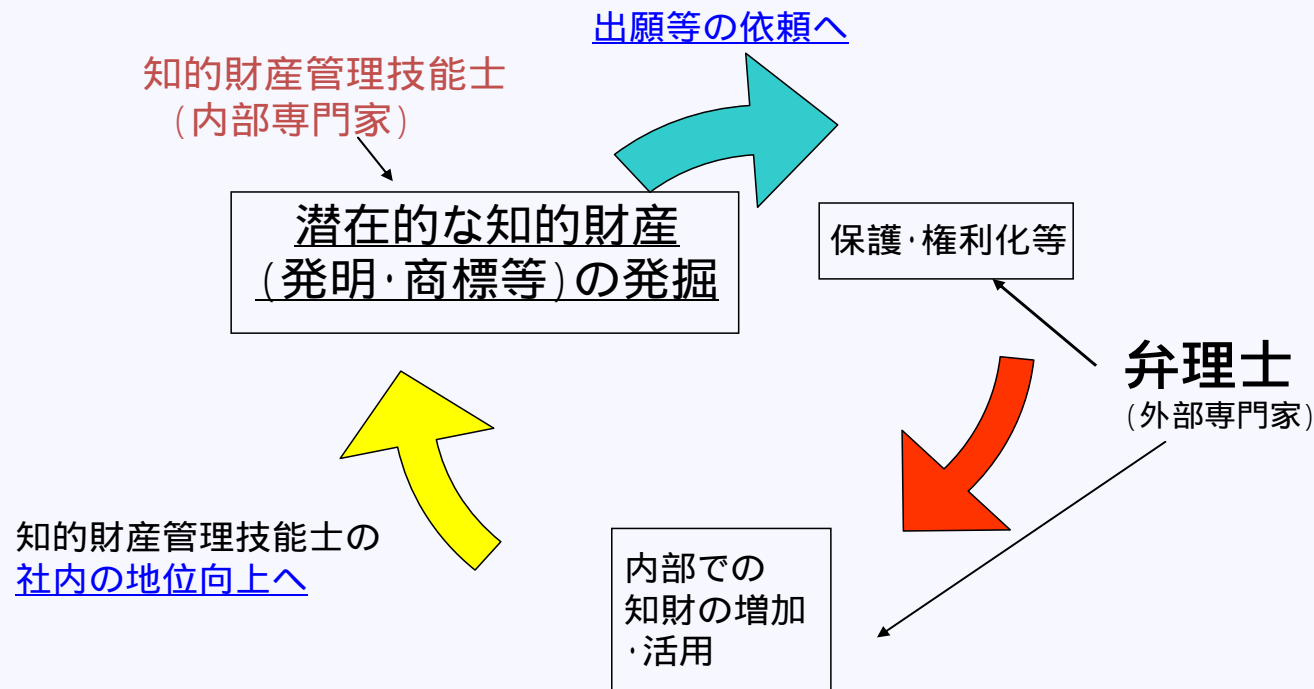


検定を利用する大企業の声

電機メーカーA社	<p>現状把握と教育結果の効果測定に利用する。毎年教育は行っているが仕事上でクエスチョンマークのつく職員がいる。ところが、何が悪いのかが把握できない。もしかするとそれは当社の教育制度の欠陥なのかもしれない。個人としてどこが弱いのかだけでなく組織として教育設計が間違っていないかの確認に利用し、傾向が分かればそれに基づいて教育設計を見直す。そのためのツールとして利用している。</p>
化学メーカーB社	<p>2級は基本的実務知識の測定ができていると考えており、知財部員全員のレベルの底上げに利用している。例えば、知財部員は分担を細分化していることが多いが、やはり少なくとも基本位は知財に関して幅広く知っておく必要がある。また、2級はエンジニアの知財研修の成果確認として利用しはじめた。<u>現在は社内</u>のエンジニア全員に2級の受検を義務づけている。</p>

弁理士と知的財産管理技能士の「協働」による知財立国の実現

新・知的創造サイクル による「知的財産立国」の実現への貢献



今後に向けた課題 ~ おわりに

常に「進化」し続けたいと考えております。そのためには、関係者の方々のご協力が不可欠となりますので、この場を借りてお願いしたいと存じます。

本日はありがとうございました。

